

**独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センターにおける
競争的研究費等の適正な運営・管理のための基本方針及び行動規範**

平成28年4月28日

理事長決定

(競争的研究費等最高管理責任者)

改正 令和4年9月22日

1. 基本方針

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター（以下「科学センター」という。）は、次の基本方針に従って、国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的研究費等」という。）の適正な運営・管理を図るものとする。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理を適正に行うため、責任体系を明確にする。
- (2) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての役職員に規程等の遵守の徹底と意識向上のためコンプライアンス教育を実施するとともに、相談窓口の設置等の環境整備を行う。
- (3) 不正行為の具体的な予防対策として不正防止計画の策定等を行う。
- (4) 不正防止計画に従って、事務部門による予算執行の計画・状況及び給付事実の確認等を行い、競争的研究費等の運営・管理を適正に行う。

2. 行動規範

競争的研究費等の運営・管理に関わる役職員は次の行動規範に基づき競争的研究費等の適正な運営・管理を行う。

- (1) 公的機関としての責任
主たる原資が国民の税金であることを念頭に、高い倫理意識をもって、国民の期待と信頼に応えるべく予算を執行する。
- (2) コンプライアンス
関係法令及び関係規則等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に競争的研究費等を執行・管理する。
- (3) 説明責任
競争的研究費等の獲得者は、最も効果的・効率的な方法で事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、透明性を確保し、競争的研究費等の予算執行に関する説明責任を果たす。